

名鉄観光の“たび”保険で大きな安心、快適旅行!

2011年4月改定版
個人旅行用

国内旅行傷害保険ご加入のおすすめ

より快適なご旅行にさせていただくために、名鉄観光ではご旅行中の万一の事態に備え、万全の安心が得られる国内旅行傷害保険へのご加入をお勧めしております。
手続きは簡単、ご旅行代金にお一人様あたり次のとおり、保険料を加えてお振り込みいただき、「保険契約加入依頼書」にご署名いただくだけで完了いたします。旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでの間(以下「国内旅行行程中」といいます。)に発生した事故が対象となります。ぜひ、ご加入ください。

●保険料および保険金額表

保険料	500円	1,000円	1,000円	1,500円	1,000円	2,000円
保険期間	1泊2日 ^{まで}		3泊4日 ^{まで}		6泊7日 ^{まで}	
タイプ	Q22	Q23	Q43	Q44	Q72	Q74
死亡・後遺障害	533 ^{万円}	871 ^{万円}	848 ^{万円}	907 ^{万円}	933 ^{万円}	943 ^{万円}
入院保険金日額	6,000 ^円	12,000 ^円	12,000 ^円	12,000 ^円	6,000 ^円	14,000 ^円
通院保険金日額	4,000 ^円	8,000 ^円	6,500 ^円	7,500 ^円	4,000 ^円	9,000 ^円
賠償責任 ^(※1)	3,000 ^{万円}	5,000 ^{万円}	3,000 ^{万円}	5,000 ^{万円}	3,000 ^{万円}	3,000 ^{万円}
携行品 ^(※2)	5 ^{万円}	20 ^{万円}	10 ^{万円}	40 ^{万円}	20 ^{万円}	40 ^{万円}
救済者費用	50 ^{万円}	50 ^{万円}	50 ^{万円}	100 ^{万円}	50 ^{万円}	300 ^{万円}

(※1)賠償責任の自己負担額なし (※2)携行品の自己負担額3,000円

●こんなとき、お役に立ちます

傷害／死亡・後遺障害、入院、通院



(賠償責任)



(携行品)



(注)「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。なお、傷害には有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

お申込み・お問い合わせは

名鉄観光の“たび”保険は、名鉄観光の最寄りの営業所にお申し込みください。

取扱代理店
名鉄観光
〒450-8577 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
ホームページアドレス:
<http://www.nmwt.co.jp/index.shtm>

国内旅行傷害保険の概要

補償項目	お支払いの対象となる場合
死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。
入院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、病院または診療所に入院された場合、事故発生日から180日以内の入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために事故発生日から180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、入院保険金日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。
通院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、医師の指示により通院治療された場合、事故発生日から180日以内の通院日数1日につき90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。
賠償責任(特約)	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払い、できることがあります。
携行品(特約)	国内旅行行程中の偶然な事故により携行品に損害が生じた場合、携行品保険金額を限度として、時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上限とします。)をお支払いします。なお、1回の事故につき、3,000円は自己負担となります。(携行品1個、1組、1対については10万円限度、現金・宿泊券・乗車船券等は合計で5万円限度です。)
救済者費用(特約)	国内旅行行程中に次の事由が生じた場合に、救済者費用保険金額を限度として捜索救助費用(ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山中の遭難を除きます。)、現地への交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費(3万円まで)等をお支払いします。 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故により緊急な捜索・救助活動が必要なお客が警察などにより確認された場合 ③事故によるケガのため事故発生日から180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為(ケンカ)、無資格運転、酒酔運転などによるケガ
 - 地震、噴火、津波によるケガ
 - 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※)
 - 脳疾患、疾病、心神喪失などによるケガ
 - ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山、リージュ、ポプスレス、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ
 - 頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - 借用物の損害に対する賠償責任
 - 携行品の置き忘れ、紛失、外観のみの損傷
 - 救済者費用の場合、保険金受取人の故意または重大な過失による事故やビッケルなどの登山用具を使う山岳登山などの危険な運動中の事故
- (※)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。

●このリーフレットは「国内旅行傷害保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら名鉄観光(取扱代理店)または朝日火災にご相談ください。

弊社代理店は、弊社の委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料額取証の発行・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただくと有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

幹事会社
朝日火災海上保険株式会社
名古屋支店 〒460-0003 名古屋市中区錦2-19-6 TEL 052-231-4461(代表)
ホームページアドレス: <http://www.asahikasai.co.jp/>
損保ジャパン・東京海上日動・三井住友海上・AIU

国内旅行傷害保険をご加入の皆様へ

重要事項のご説明

保険契約についての重要な事項が記載されておりますので、内容を十分ご確認ください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「保険のしおり」に記載しておりますので、ご希望の方はお申し出ください。また、ご不明な点につきましては、名鉄観光(取扱代理店)または朝日火災までお問い合わせください。

I 国内旅行傷害保険 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

国内旅行傷害保険は、日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)がおケガをされたときに保険金をお支払いいたします。また、賠償責任・携行品・救済者費用等の損害を特約で補償いたします。

(2) 補償内容

① 主な支払事由(保険金のお支払い対象となる事故)

上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご覧ください。

② 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

上記に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

(3) 付帯している主な特約とその概要

付帯している特約については、上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご参照ください。

2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間などによって決まります。実際にご加入いただくにあたっての保険料は表面に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。

(4) 自動付帯される特約について

「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(テロ行為全般を補償の対象とする特約が、この保険契約に自動付帯されます。

(5) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は旅行の期間にあわせて設定します。

(6) 引受条件(ご契約金額等)

ご契約金額(保険金額)については、次の点にご注意ください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額は、上記に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。
○死亡・後遺障害保険金額は、被保険者の年齢・年取などに応じた引受の限度額があります。特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
○入院保険金、通院保険金はそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

3. 保険料の払込方法について

保険料は、ご加入時に全額を現金でお払込みください。

4. 解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金の有無

①ご加入を解約される場合は、名鉄観光(取扱代理店)までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは名鉄観光(取扱代理店)または朝日火災までお問い合わせください。

②この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

※ご旅行にご参加できない場合は、お払込み済保険料を全額返金いたします。

II 国内旅行傷害保険 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. ご加入時における注意事項(告知義務等)

(1)告知義務について

ご加入時に保険会社に危険に関する重要な事項(告知事項)を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。特に被保険者の生年月日または満年齢、他の保険契約等について、ご加入時にお申し出いただいた内容が事実と異なっている場合や、事実をお申し出いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2)死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。

2. 保険責任開始期と終期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降、旅行の目的をもって住居を出発した時に始まり、末日の午後12時(ただし、住居に帰着した時)に終わります。

(2) 保険料は、ご加入およびご契約の変更と同時に払込みください。保険期間が始まった後であっても、名鉄観光(取扱代理店)が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

3. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な事由)

表面に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料はご加入と同時に払込みください。

5. 解約と解約返れい金

ご加入を解約(解除)される場合には、名鉄観光(取扱代理店)にご通知ください。解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。また、一定の条件を満たす場合には、被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる制度があります。詳しくは名鉄観光(取扱代理店)または朝日火災までお問い合わせください。

6. 保険会社が破綻した場合等のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金の80%(ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%)までが補償されます。

7. クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申し込み後にご契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、名鉄観光(取扱代理店)が保険加入手続き等のために利用するほか、朝日火災(引受保険会社)が引受の審査、本契約の履行、朝日火災(引受保険会社)および提携先企業が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは朝日火災海上保険株式会社のホームページ(<http://www.asahikasai.co.jp/>)をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申し込みください。

III その他ご注意くださいこと

1. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

2. 事故が起こったときの手続き

(1)事故の通知

①この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに名鉄観光(取扱代理店)または朝日火災に事故の内容およびご加入内容等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。

②携行品損害の補償を受ける方は、携行品の盗難の場合には警察署に届け出てください。また、これに加えて小切手の盗難のときは振出人および支払金融機関に、乗車券等の盗難のときはその運輸機関(宿泊券の盗難のときはその宿泊施設)または発行者にも各々届出が必要です。これらの届出がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(2)朝日火災にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず朝日火災とご相談いただきながらおすすめてください。

(3)保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類などをご提出いただく場合があります。

- ・事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類
- ・被保険者(保険の対象となる方)または保険の対象であることを確認するための書類
- ・傷害または疾病の程度を証明する書類
- ・被害が生じた物の価額や修理等による費用を確認できる書類
- ・朝日火災が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・公の機関や関係先への調査のために必要な書類

なお、保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入者以外に被保険者(保険の対象となる方)がいいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

ご加入内容の確認事項

～お申し込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、ご希望を満たしたご契約となっていること、保険契約加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、「国内旅行傷害保険ご加入のおすすめ」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」やこの「リーフレット」を参照しながら、保険契約加入依頼書に記載された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

【ご確認いただきたい事項】

- ①補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
- ②補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)や特約の内容
- ③保険金額(ご契約金額・加入タイプ)
- ④旅行期間に応じた適切な保険期間(ご契約期間)の設定
- ⑤お支払いいただく保険料・払込方法
- ⑥保険契約加入依頼書等の記載内容(被保険者の氏名・生年月日または満年齢等)
- ⑦重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容